

検査又は調査の結果（令和4年度）

那覇産業保安監督事務所

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状況	検査等内容	結果	措置内容
R4.4.27	西松	石灰石	廃止	鉱業権が消滅した鉱山について、鉱山保安法第39条第1項の命令を発動するか否かを判断するための調査を行った。	適	—
R4.9.26	共栄	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・保安規程遵守し、記録を保存するよう指導した。 ・保安図の複本を提出するよう指導した。
R4.9.29	とらい	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・施業案変更時の現況調査を実施するよう指導した。 ・危害・鉱害の現況調査のリスク評価を実施するよう指導した。 ・保安規程の内容を実態に合致するよう指導した。 ・保安規程に定められた巡視及び点検等の事項を実施し、記録を保存するよう指導した。 ・採掘切羽の一部に傾斜が基準を超えている恐れがあるので、傾斜を修正するよう指導した。
R4.10.12	国場	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・施業案変更時の現況調査を実施するよう指導した。

検査又は調査の結果（令和4年度）

那覇産業保安監督事務所

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状況	検査等内容	結果	措置内容
R4.10.17	開成	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・保安規程に必要事項を追記するよう指導した。 ・保安規程に定められている「露天掘り採掘場に係る作業」等の作業監督者について、省令の作業の区分にあわせた内容に変更するよう指導した。
R4.10.20	前森	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・施業案・保安規程変更時に現況調査を実施するよう指導した。 ・車両系鉱山機械の月次点検及び年次点検の記録を整備するよう指導した。 ・鉱山保安法で定められている届出義務があるものについて、届出するよう指導した。
R4.11.8	観音山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・施業案変更時に現況調査を実施するよう指導した。
R4.11.21 R4.11.22	根原	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・施業案変更時に現況調査を実施するよう指導した。 ・一部作業手順書が作成されていないので、作成するよう指導した。 ・特定施設を補修するよう指導した。

検査又は調査の結果（令和4年度）

那覇産業保安監督事務所

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状況	検査等内容	結果	措置内容
R4. 12. 12 R4. 12. 13	福山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施業案・保安規程変更時に現況調査を実施するよう指導した。 ・ 車両系鉱山機械等の月次点検及び年次点検を実施し、記録を保存するよう指導した。 ・ 新規就業者等への保安に関する教育を実施し、記録を保存するよう指導した。 ・ 鉱山保安法で定められている届出義務があるものについて、届出するよう指導した。
R4. 12. 13 R4. 12. 14	宮古島	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施業案変更時に現況調査を実施するよう指導した。
R5. 2. 8	山川	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、作業環境（粉じん）の管理状況等について立入検査を行った。	適	—
R5. 2. 9	崎元	石灰石	廃止	鉱業権が消滅した鉱山について、鉱山保安法第39条第1項の命令を発動するか否かを判断するための調査を行った。	適	—

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状況	検査等内容	結果	措置内容
R5. 2. 21 R5. 2. 22	白保	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安委員会を開催し、記録を保存するよう指導した。 ・ 巡視点検を行い、記録を保存するよう指導した。 ・ 特定施設の補修を実施するよう指導した。

注1：操業状態の区分は、次のとおり。
 稼行：鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。
 休止：鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの。
 廃止：鉱業法に基づき鉱業権が放棄されたもの。

注2：結果の区分は、次のとおり。
 不適：検査の結果、鉱山保安法令に不適合等である事項が認められたもの。
 適：検査の結果、「不適」以外のもの。